

表1

対象保険料(税)額 = $A \times B / C$
A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯の属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、10分の10とする。